

I. 「整備すべき道路のあり方」

1. 道路の役割

(1) 道路の役割

- ・人とモノの移動の円滑化
- ・地域経済の活性化
- ・車中心から人中心の空間の構築
- ・人とモノの移動の安全性向上
- ・地域の強靱化

(2) 目指す姿と方向性

- ① 県内産業や地域の振興を目指す奈良
- ② 魅力であふれる観光地を目指す奈良
- ③ 快適で豊かに暮らせるまちを目指す奈良
- ④ 災害等のリスクに強い県土を目指す奈良

2. 骨格幹線道路ネットワークの形成

(1) 幹線道路の意義と整備状況

- ① 幹線道路の意義
- ② 幹線道路の整備状況及び広域的な計画の変遷

(2) 骨格幹線道路ネットワークとその考え方

- ① 対象路線の考え方
- ② 骨格幹線道路ネットワーク

(3) 骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開

- ① 路線の線的整備の推進
- ② 結節点の点的整備の推進
- ③ 課題箇所の面的検討

3. 奈良県経済の進展に対応した目的志向の道路整備の推進

(1) 企業立地を支援する道路整備の推進

- ① 企業立地環境の改善
 - 新たな工業ゾーンの創出
 - 工業団地へのアクセス道路の整備
- ② 通勤や業務移動の円滑化
 - 効率的かつ効果的な渋滞対策の推進
 - バス通勤環境の向上

(2) 観光振興に資する道路整備の推進

- ① 観光地へのアクセス性の向上
 - 観光地への端末アクセス道路の確保
 - 効率的かつ効果的な渋滞対策
 - 公共交通の利用環境の整備
 - 公共交通を補完する交通手段の確保
 - デジタル技術革新を活用した新たな取組
- ② 観光地間の周遊促進
 - 各種ソフト施策の実施
 - 世界遺産等を周遊するルートの形成
 - 自転車による周遊促進
- ③ 観光地内の回遊促進

(3) まちづくりに資する道路整備の推進

- ① 道・駅・まちの一体的なまちづくり
 - 乗継ぎ、乗換え利便の向上
 - 駅周辺の回遊まちづくり
- ② 公共交通利便の増進
 - 路線バス等の利便性の向上
 - 地域公共交通の維持・充実を図る取組との連携
 - 新たな交通システムの導入検討
- ③ 生活空間における道路環境整備の推進
 - 生活空間における歩行者・自転車利用環境の向上
 - 無電柱化の推進
 - 病院等の整備と一体となったアクセス道路の確保
 - 沿道店舗周辺の幹線道路機能の確保

4. 安全・安心を支える道路整備の推進

(1) 災害に強い道路の整備

- 紀伊半島アンカールートの早期整備
- 役場や災害拠点病院等へのアクセスの改善
- 災害時の安全かつ円滑な移動の確保
- 道路防災・減災対策の推進
- 県南部・東部地域の生活拠点を中心とした安全な道路整備の推進
- 無電柱化の推進

(2) 計画的な維持管理の実施

- 事後保全から予防保全への転換促進
- 道路維持管理のさらなる推進
- 市町村への支援(垂直補完)

(3) 暮らしを支える交通安全対策

- 効率的かつ効果的な交通安全対策の推進
- 通学路等の安全確保
- 総合的な歩道整備の推進

5. 整備に当たっての条件・配慮事項

(1) 風格ある景観形成と環境への配慮

- ① 観光地等における総合的な景観形成
- ② 設計水準の底上げ
- ③ 環境への配慮

(2) 道路ストックの有効活用と効率的な整備

- ① 既存道路の効果的活用
- ② 道路ストック活用等による効率的な整備の推進
- ③ 最適なストック管理の推進
- ④ 無電柱化の推進
- ⑤ 多様な交通モードとの連携

(3) 使い易さの追求

- ① 分かりやすい案内標識の整備
- ② 適時かつ的確な道路情報の提供
- ③ バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

(4) 新たなニーズの把握

- 観光地等における道路交通の実態の把握
- 県南部・東部地域の生活拠点を中心とした安全な道路の実態把握

II. 「道路整備の進め方」

1. 「選択と集中」の深化と道路整備の体系化

(1) 段階に応じた評価の実施

- ① 計画段階：都市計画の見直し
- ② 事業着手前段階：新規事業化における評価基準の設定と評価実施プロセスの徹底
 - 必要性の調査
 - 優先度の判定
- ③ 事業段階：各段階における適切な事業評価の実施
 - 新規事業採択時評価の実施
 - 事業再評価の実施
 - 事後評価の実施

(2) 「選択と集中」に基づく予算・事業マネジメント

- ① 重要事業・重要施策への重点的投資
 - 重要な事業への重点的投資
 - 重要な施策への重点的投資
 - 重点的投資に必要な予算・財源の確保
- ② 進捗管理型投資
 - 用地取得と工事実施環境を踏まえた投資
- ③ 計画的な用地取得や工事の推進
 - 事業の進捗見通しの確保

2. 連携・協働と説明責任

(1) 市町村等の関係機関との連携・協働

- ① まちづくりとしての総合性の重視
- ② 多様な主体との連携の重視
 - 他の道路管理者等との連携・協働
 - 警察との連携・協働
 - 関係行政分野や事業者との連携
 - 住民等との協働

(2) 説明責任の重視

- ① 積極的な県民コミュニケーション
- ② 施策の「見える化」と県民意見の反映
- ③ 供用目標の宣言

3. 契約・許認可の適正確保と品質向上

(1) 入札契約の適正確保

- ① 公共工事の品質の確保
- ② 公共工事の透明性、競争性、公平性の確保
- ③ 発注単位等の工夫による効率化の推進

(2) 許認可における適正確保と利便性向上